

奈良市公告第179号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

令和7年10月6日

奈良市長 仲川 元庸

1. 入札に付する事項

- (1) 件名 奈良市道路パトロールカーリース
- (2) 納入場所 奈良市役所駐車場（奈良市二条大路南一丁目1番1号）
- (3) リース期間 令和8年3月1日から令和15年2月28日まで（84ヶ月）
（地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約）
- (4) 概要 奈良市道路パトロールカーリース仕様書による

2. 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げるすべての事項に該当しなければならない。

- (1) 過去において、本業務と同規模程度の設備関係の賃貸借契約を元請として完了した実績を有している者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (4) 本市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者（会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団及びその構成員並びにそれらの利益となる活動を行う者でないこと。

3. 実施要領等を示す日時及び場所

(1) 日時

令和7年10月6日（月）から令和7年10月20日（月）まで（奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 場所

奈良市建設部土木管理課

〒630-8580 奈良市二条大路南一丁目1番1号 奈良市役所 中央棟4階

電話：0742-34-4893（土木管理課・直通）

奈良市ホームページにも公表する

4. 質疑に関する事項

(1) 質疑受付期間

令和7年10月6日（月）から令和7年10月15日（水）まで（本市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで

(2) 質疑の提出方法

提出場所へ電子メールにより送信すること。送信した場合は、送信後に確認の連絡をすること。

(3) 提出場所

奈良市建設部土木管理課（担当：施設管理係）

電話 0742-34-4893（直通）

メールアドレス dobokuk@city.nara.lg.jp

(4) 質疑に対する回答

提出された質疑に関する回答は、令和7年10月16日（木）までにホームページに提示する。

5. 入札の場所及び日時

奈良市役所 中央棟4階 設計室

令和7年10月23日（木）午後2時から

6. 入札保証金に関する事項

入札に際しては、奈良市契約規則第4条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第2項第2号に該当する場合は、これを免除する。

7. 入札参加申請

(1) 提出書類

《共通》

- ① 一般競争入札参加申請書（様式第1号）
- ② 会社概要（様式自由）
- ③ 納入物品の詳細がわかるもの（カタログ等）
- ④ 業務実績調書（様式第2号）

※当該業務に係る賃貸借契約書など当該業務の受注形態、内容等が判断できる資料の写しを添付すること。

《令和6・7年度奈良市・奈良市企業局物品購入等入札参加資格者でない者にあつ

ては次の書類を提出してください。≫

⑤ 納税証明書の写し（奈良市市民税課で証明）

ア 奈良市内の事業者（奈良市外の事業者で市内に支店・営業所を有する者を含む。）

直近の法人市民税及び固定資産税の納税証明書

イ 奈良市外の事業者（国税納入地を管轄する税務署で証明）

直近の法人税に係る納税証明書（その3又はその3の3）

⑥ 法人の登記事項証明書

⑦ 印鑑登録証明書

※上記⑤から⑦については、原本照合可。（発行日から3ヶ月以内の原本を提示された場合、そのコピーの提出をもって原本の提出の代わりとすることができる。）

(2) 提出部数

各1部

(3) 提出期間

令和7年10月6日（月）から令和7年10月20日（月）まで（本市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで

(4) 提出方法

提出場所へ直接持参または郵送により送付すること。電子メール、FAXでの提出は認めない。送付の場合は、令和7年10月20日（月）必着で提出すること。

(5) 提出場所

奈良市建設部土木管理課（担当：施設管理係）

8. 入札参加資格の確認審査結果通知

入札参加申請を行った者のうち、入札参加を承認する者には入札参加承認書により、承認しないとした者にはその理由を示した入札参加不承認書により、令和7年10月21日（火）までに通知する。なお、通知は一般競争入札参加申請書に記載されたメールアドレスに送信し、原本（公印を押印したもの）については後日郵送する。

9. 入札条件

(1) 入札の方法は、持参入札とする。

(2) 入札時間に遅れた者は、入札に参加できない。

(3) 入札会場への入場は、入札者又はその代理人のみとする。

(4) 代理人が入札する場合は、必ず入札前に委任状を提出すること。

(5) 入札者の不正行為又は不正な行為を行ったおそれが非常に強いとき、その他の理由により、この入札を執行することが不相当であると認めるときは、執行を取り止める。また、入札執行中においても落札決定を保留し、さらに入札執行後においても落札決定を取り消す場合がある。

(6) 提出した入札書は、その理由にかかわらず書換え、差換え又は撤回をすることが

できない。

- (7) 災害その他やむを得ない理由があるときは、入札を中止し、又は入札期日を延期することがある。
- (8) 入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。契約希望金額は、事業に係る全ての費用を含むものとする。なお、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とする。
- (9) 入札書に記入する金額は、月額を記入すること。

10. 落札者の決定方法

- (1) 入札者中、予定価格以内の最低価格の入札者をもって落札者とする。
- (2) 落札者となるべき同一の価格の入札者が2人以上あるときは、直ちに「くじ」で決定する。
- (3) 開札した場合において、入札参加者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限以下での価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。入札参加者又は代理人が開札に立ち会わない場合は、再入札に参加する意思がないものとみなす。また、後記「11. 入札の無効」の各号に該当する無効入札をした者は、再入札に加わることができない。
なお、入札は再入札と合わせて2回までとし、落札者のない場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により、最終入札において有効な入札を行った者と交渉を行うことがある。

11. 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 郵便、電報又はFAX等による入札
- (3) 代理人による入札で委任状の提出がないもの
- (4) 入札書に入札金額、委託件名の表示又は記名押印を欠く入札
- (5) 入札書の重要な文字の誤脱等により必要な事項を確認できない入札
- (6) 同一入札について入札者又はその代理人が2名以上の入札をした場合におけるその全部の入札
- (7) 入札金額を訂正した入札
- (8) 入札に際して公正な入札の執行を害する行為があったと認められる入札
- (9) その他入札に関する条件に違反した入札

12. その他注意事項

- (1) 提出した入札書は、その理由に関わらず書換え、差替え又は撤回をすることができない。
- (2) 本入札は、実施要領及び仕様書によるので、熟読のうえ入札に参加のこと。
- (3) 実施要領に定めのないものは、地方自治法（昭和22年法律第67号）及び地方自治法施行令並びに奈良市契約規則によるものとする。
- (4) 入札手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (5) 全ての提出書類の作成・提出に係る費用は、入札者の負担とする。
- (6) 提出期限後における提出した入札参加申請書類の差換え及び再提出は認めない。
- (7) 入札日の前日までの間において、提出書類に関し本市から説明を求められた場合、事業者はこれに応じることとする。
- (8) 全ての提出書類は返却しない。
- (9) 入札説明会は開催しない。
- (10) 入札書は、再入札になる場合があるので、2枚用意すること。
- (11) 契約者は、当該契約によって知り得た秘密を漏らしてはいけない。また、他の目的に使用してはいけない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。
- (12) 事情により、入札事務を中断し、入札の延期等を行う場合がある。

13. 問合せ先

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市建設部土木管理課 施設管理係

電話：0742-34-4893（直通）

メール：dobokuk@city.nara.lg.jp